

を遂げる。当時の畿内は將軍足利義栄を戴く三好三人衆と三好義継・松永久秀らが衝突を繰り返して、義栄は入京できずに摂津富田(高槻市)に留まっていた。信長は上洛に先駆けて三好・松永方や上洛ルートにあたる近江国内の勢力と連携を図り、四月八日付で甲賀の「諸侍」らに「和田伊賀守可有演説候」を伝え、八月二日付で惟政らを「差越」としている⁽¹¹⁾。

九月七日に進発した義昭・信長らは近江守護六角氏を追い、二十三日に惟政は「細川兵部大輔・甲賀和多伊賀守大将にて、江州裏帰衆召具、一万余にて上洛了」⁽¹²⁾と近江で服属した勢力を細川藤孝と率いて義昭らに先駆けて上洛した。一方、義昭と信長は三十日に芥川城(山城跡・高槻市)に入り、畿内の掌握を図っている。十月十日には「公方方ノ兩大将」である惟政と藤孝、信長の「大将」佐久間信盛が大和国に進出し⁽¹³⁾、摂津国は「和田方・伊丹方・池田方へ之由」と風聞された⁽¹⁴⁾。義昭は十月十四日に上洛を果たし、惟政、伊丹方、池田方を召して「三人間之儀可有入魂」を命じ、惟政と藤孝を使者に「御父」信長に桐紋と二両引紋を与えた⁽¹⁵⁾。

以降、惟政は京都周辺での活動を開始し、十月二十一日には義昭から信長への使者として上野秀政と禁裏御料所の公事・諸役等を催促し、十一月十八日には「上下京問屋中」にも催促の添状を出したようだ⁽¹⁶⁾。同月には、山城・摂津国境の都市である大山崎へ信長「判形」に任せた陣取等禁止の書状を発給し⁽¹⁷⁾、十二月には信長家臣の木下秀吉・中川重政・坂井一用(好斎)と連署し、松永久秀に今井宗久と武野新五郎の訴訟を伝えている⁽¹⁸⁾。

2 永祿十二年

永祿十二年(一五六九)は正月早々、三好三人衆らが足利義昭を京都の本圀寺に襲う。これを撃退した信長らは二月、三人衆に加担した堺に信長家臣の佐久間信盛らの信長家臣五名、松永久秀家臣の結城忠正・竹内秀勝、三好義継家臣の野間長前、そして義昭家臣の惟政らの上使を派遣し⁽¹⁹⁾、この面々は三月、摂津多田院(川西市)に用脚免除の連署状を発給している⁽²⁰⁾。当時、堺には宣教師フロイスがおり、惟政はキリシタンの家臣高山飛騨守の請願を受けて都への復帰を周囲に説き、有力な商人でキリシタンの日比屋了珪らとも親しく交わった⁽²¹⁾。フロイスは庇護を頼む人物として、佐久間信盛と「山城および津の国の執政官、もしくは副王」の惟政の名をあげ⁽²²⁾。帰京後、惟政は山科言継らの公家から京都の諸口諸役を催促され、

木下秀吉に代わって信長朱印状の再交付の照会などを受けた⁽²³⁾。

三月二十六日、フロイスは堺を發つて摂津富田に宿泊し、翌日は天神馬場(高槻市)に出迎えた高山飛騨守が「守将」の芥川城に宿泊した。上洛後、フロイスは將軍義昭や三好氏家臣のキリシタンに歓迎され、惟政と信盛は信長、義昭との引見や布教の保護に尽力した。惟政はこの行動を自らの名誉に関するものととらえ、また「心中ではキリシタン」と語り、義昭も惟政へ恩を着せるために協力したという。惟政には「一子」がおり、上京に近い妙蓮寺を宿所とした。四月二十六日付で「勸修寺兩院分名主百姓中」に觀世小次郎への諸公事納入を命じた書状案もこの年のことだろう⁽²⁴⁾。

さて四月十五日、本圀寺合戦で三好三人衆方に与した高槻城主入江氏(左近か)が信長に謀殺され⁽²⁵⁾、五月下旬に「幾つかの城を整えるため」に都を發つた惟政は「高槻と称する城」から書簡を發し、六月初旬には高槻城を高山飛騨守に任せて越水城(兵庫県西宮市)にいた。「己れの城を幾つか」訪問後、惟政は兵庫津(神戸市)から高槻城に入り、多くの「貴人」の前で「城外の少し離れた所にある大きな神の社を接収し、これを破壊して教会を造るつもり」と述べる⁽²⁶⁾。この頃、惟政は東北の伊達氏に義昭の御殿料と馬を所望し⁽²⁷⁾、京都の阿弥陀寺に敷地の寺納安堵を伝えた⁽²⁸⁾。

八月、知行する摂津梶島(兵庫県尼崎市か)を伊丹氏に脅された堺の町人・今井宗久は高槻逗留中の木下秀吉に面会できず、この旨を惟政に申し入れる一方、摂津五百住(高槻市)の御料所への代官派遣が申し渡された⁽²⁹⁾。十月に惟政は、信長家臣の森可成、中川重政と某宛で何らかの信長の不承知と近江国志賀郡へ折紙發給を命じ⁽³⁰⁾、「伊丹衆・池田衆・和田衆を御所様より赤松野州へ為御合力、播州へ加勢」と義昭の命で播磨へ出兵した⁽³¹⁾。秋頃、フロイスは「甚だ有力な異教徒の本身」「禪宗」信徒にも関わらず、キリスト教を保護した惟政は「治める二カ国」での偽証を信長に訴えられたとする⁽³²⁾。信長と義昭が初めて対立した時期でもあり⁽³³⁾、信仰の問題に加えて両者の分断を図る勢力が惟政を攻撃したとも受け取れる。信長は惟政の「立派な城の一つ」を破壊し、一部の俸禄は失われた。惟政は、キリシタンらの「保護者」として、「髪と髭を剃った」という。

3 元龜元年(永祿十三)

永祿十三年(一五七〇)三月二十四日、「從昨年秋勘氣」で「入道」の惟

政は信長と対面し⁽³⁴⁾、「戦さに関する事において彼を用いるため、再び髪と髭を生やすよう」命じられた⁽³⁵⁾。神戸市須磨区に所在の禅昌寺は卯月九日付の「和田惟政課役免許状」を伝え、その差出は「恁麼齋鈔任」である⁽³⁶⁾。花押等は未見だが、この時期に出家時の号を用いた可能性はある、なお、同寺には五月二十日付「和田惟政陣僧免除状」も伝来する。

四月下旬、越前朝倉氏を攻撃中の信長は、近江浅井氏や六角氏の挙兵を受けて窮地に陥り、反撃に出た近江の陣中では、大病に罹った惟政の死去説が流れた⁽³⁷⁾。しかし、朝倉・浅井勢との間で姉川の合戦が起きた六月には、二十八日付で撰津の小曾根春日社(豊中市)に禁制を発給した⁽³⁸⁾。これまで、惟政の花押は図1のA型(註17・18・27・30・45)であったが、以降は図2のB型(註38・50・52)に変化した。花押の変化は、信長からの勘気、出家を経た惟政の立場の変化を示すように思う。

この頃、撰津国人池田氏に内紛が起こり、当主池田勝正が出奔し、他の一族や家臣は三好三人衆に通じた⁽³⁹⁾。やがて三人衆が撰津野田・福島(大坂市)で蜂起したため、八月に惟政は三好義継、松永久秀、池田勝正らと天満森(同)に着陣した⁽⁴⁰⁾。しかし、本願寺が信長と敵対し、近江で朝倉・浅井勢が優位になると、九月二十三日には撤退となって惟政と柴田勝家が殿軍をつとめた⁽⁴¹⁾。十月二十二日には惟政が三人衆方の山城国御牧城(京都府久御山町)を藤孝、秀吉らと攻撃し、前日に「三和院」(義昭家臣三淵藤英か)に報じている⁽⁴²⁾。三人衆に対し、河内では畠山秋高の高屋城(羽曳野市)、義継の若江城(東大阪市)、安見右近の交野城(交野市)、撰津では「伊丹・塩河・茨木・高槻」の諸城が守りを固めていたという⁽⁴³⁾。やがて、信長は六角、朝倉、浅井氏らと和議を結んだ。谷口克広氏は、



図1 花押A (註30から作成)

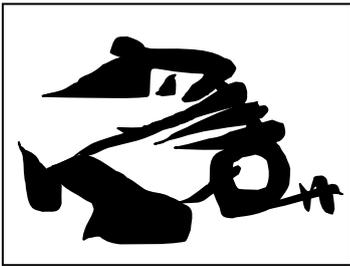


図2 花押B (註52『岡本家文書』から作成)

年末詳であるが、十二月十七日付で惟政が六角氏家臣三雲氏持らに宛てた次の史料1に着目し、六角氏との和睦に一役買った可能性を指摘する⁽⁴⁴⁾。ただし、花押がA型

であるため、永禄十二年以前と考えるべきであろう。

【史料1】⁽⁴⁵⁾

御書畏令拜見候、仍浅井備前守与信長縁変雖入眼候、先種々申延、信長無別義、猶以自心切々調略候条、無由断、不存疎意候、急度罷上、可得御意候、委細山岡美作守エ申渡候条、此等之趣、宜預御披露候、恐々謹言

十二月十七日

惟政(花押)

三雲新左衛門尉殿

三雲対馬守殿

史料1は、信長妹の市と浅井長政との婚姻(「縁変(辺)」)を示す史料とされ、奥野高広氏は「無別義」の信長と「種々」申し述べた長政の間を惟政が斡旋し、六角氏の介在を指摘した⁽⁴⁶⁾。一方、宮島敬一氏は、婚姻は成立済(「入眼」)で、むしろ惟政が破談の画策を六角氏に報じたとし、その時期は永禄四く元亀二年の間で理解すべきとした⁽⁴⁷⁾。惟政の立場について、奥野氏は信長側、宮島氏は反信長側で解釈したことになる。

A型の花押を使用する永禄十二年以前、惟政は他の信長家臣と行動し、同十一年九月以前は上洛に向けて畿内勢力への調略にあたった。これ以降においても、反信長の姿勢を見せる機会には明確ではない。また「委細山岡美作守エ申渡候条」とある美作守とは、惟政縁者の山岡景隆と思われ、永禄十二年以降は信長配下の武将であった⁽⁴⁸⁾。ここでの「申渡」とは、景隆が未だ六角氏の被官であることを示すのではないか。史料1は、上洛前年に信長の縁者であった長政が「種々申延」べたため、信長側の立場から惟政が調略し、上洛への協力を探った六角氏へ報じたものと想定したい。

4 元亀二年

元亀二年(一五七二)二月五日付の本願寺頭如の惟政宛の書状案に「今度被申越之通、於無相違者、此方儀不可有異篇候、縦世上雖転変候、其方身上儀、不可有如在候」とある⁽⁴⁹⁾。惟政が本願寺に通じたとする内容だが「但此御書不被遣」と書状は出されず、事実関係は不明である。むしろ、この前後に本願寺に通じたのは、三好義継と松永久秀であり、三人衆と再び与している。一方、惟政は二月二十五日付で、B型の花押を据える次の文書を出した。

【史料2】(50)

三ヶ牧徳政之儀、從其年有無沙汰之由、曲事二候、早々国次徳政之儀、可被申付候、為其差越上使候、恐々謹言

和伊

二月廿五日 惟政(花押)

郡兵太

進之候

「三ヶ牧」とは高槻南部の淀川べりの地域を示し、惟政は郡兵太夫に對して徳政の沙汰がないのは曲事で、速やかな実行と上使の派遣を伝えた。当時、反信長勢力に挟撃された義昭・信長方は、山城・摂津兩國に徳政令を適用し、存立基盤の確保を図っていた⁽⁵¹⁾。惟政は前年十二月二日に大山崎、翌日に淀川対岸の石清水八幡宮(京都府八幡市)に徳政等を免除しており⁽⁵²⁾、この状況で惟政の存在は再び重きを成した。なお、管見の範囲において、郡兵太夫は唯一、一次史料で知られる惟政家臣である。

五月十一日、「和田高屋衆と申合可成敵クワダテ」として松永方は自らに同調しない安見右近を切腹させ、交野城を攻撃した⁽⁵³⁾。三十日には三人衆が高屋城を攻撃し⁽⁵⁴⁾、六月六日付で松永久秀は、惟政が「六七百にて川をこし、少々所々煙をあげ、はや引申候」「交野表あい儀の衆心安候」と報じた⁽⁵⁵⁾。十日、惟政は淀川(神崎川)の港がある摂津吹田(吹田市)を攻めて首五十七を取り⁽⁵⁶⁾、二十三日には桜塚善光寺内牛頭天王社(豊中市)に禁制を出す⁽⁵⁷⁾。三人衆や三好・松永の勢力は、未だ北河内や摂津に強い影響力を持つており、義昭・惟政と三好・松永との対立を明確にした。

七月十二日には「津州表へ城州出陣之由候、シノ原も罷越由也、高付表二付城二ツ仕、自其木津表へ打寄、付城二ツ用意候由也」と久秀が阿波の篠原長房と摂津へ進出して高槻城、義昭方となった南山城の国人木津氏の木津城(京都府木津川市)攻めの付城を設けた⁽⁵⁸⁾。七月十四日には「松城義繼ヲ同道シ、摂州和田力城へ可取寄之通出陣云々、十六日ニハ信長出京」と久秀と三好義繼が摂津へ惟政の城攻めに出陣し、十六日には信長上洛との情報が流れた⁽⁵⁹⁾。詳細は不明であるが二十一日宵に惟政は上洛し、翌日には高槻に戻っている⁽⁶⁰⁾。二十三日には義昭家臣の三淵藤英が摂津に出陣し⁽⁶¹⁾、二十六日付で摂津南郷社(豊中市)に禁制を出した⁽⁶²⁾。

八月四日、松永方は大和国で筒井氏らに大敗し、討たれた首は京都の義

昭のもとに運ばれた⁽⁶³⁾。一方、十八日には摂津で「ワタ、イタ衆二百余人打死」と惟政と伊丹氏が合戦で多くの死者を出す⁽⁶⁴⁾。このころ、フロイスは戦死した高山飛騨守の子の葬儀のために高槻を訪問したが、街道では殺人や略奪が起こり、惟政は合戦に備えての協議に謀殺されていた⁽⁶⁵⁾。混乱が続く中、この十日後の二十八日に起きたのが白井河原の合戦である。

二 白井河原の合戦の評価

白井河原の合戦は、東西に長い摂津国を分断する千里丘陵の北東縁辺部で行われた。現在の茨木市郡山・郡・下井・中河原・耳原・上郡の周辺で、平地部分の中央には勝尾寺川が東流し、沿うように西国街道が走る。この周辺の勝尾寺川が白井川と呼ばれ、江戸時代は蛍の名所であった。

戦国期の摂津国では、千里丘陵の東を「上郡」、西を「下郡」と呼んで地域性が異なり、政治的にも上郡は守護勢力が強いのに對し、下郡は池田氏や伊丹氏ら国人が自立する傾向にあった⁽⁶⁶⁾。ここでは合戦の記録から展開を確認し、周辺地域との関係から評価したい(以下、図1を参照)。

1 合戦の展開

於摂州於郡山軍有之、和多紀伊守討死云々、武家辺以外騒動云々、茨木兄弟以下三百人討死、池田衆数多討死云々、三淵大和守夜□□城云々 (『言繼卿記』八月二十八日条)

昨日廿八日合戦にて和田父子其外同名衆打死、各家之衆二百三十七人、中間小者五十五人打取由也、池田アワシ衆と之合戦にて打果、則高ツキ・イハラキ・シユク城・里城、以上四ツ落居之由、慥ニ沙汰と申候昨日、津国にてカンセン有而、和田伊州・池田・キバラキ、ツギ／＼五六百打死之由 (『二条宴乗記』八月廿九日条)

去廿八日於摂州池田表合戦、和田伊賀守一類悉以打果了、則和田方諸城一時二四ツ落居了云々 (『多聞院日記』九月朔日条)

合戦は、八月二十八日に和田惟政と合戦場近くに拠点を置く上郡の国人茨木氏を中心とした軍勢と下郡の池田勢との間で行われ、双方とも犠牲を出したが、やがて惟政や和田一族、茨木兄弟らを含む三百く五百人の戦死

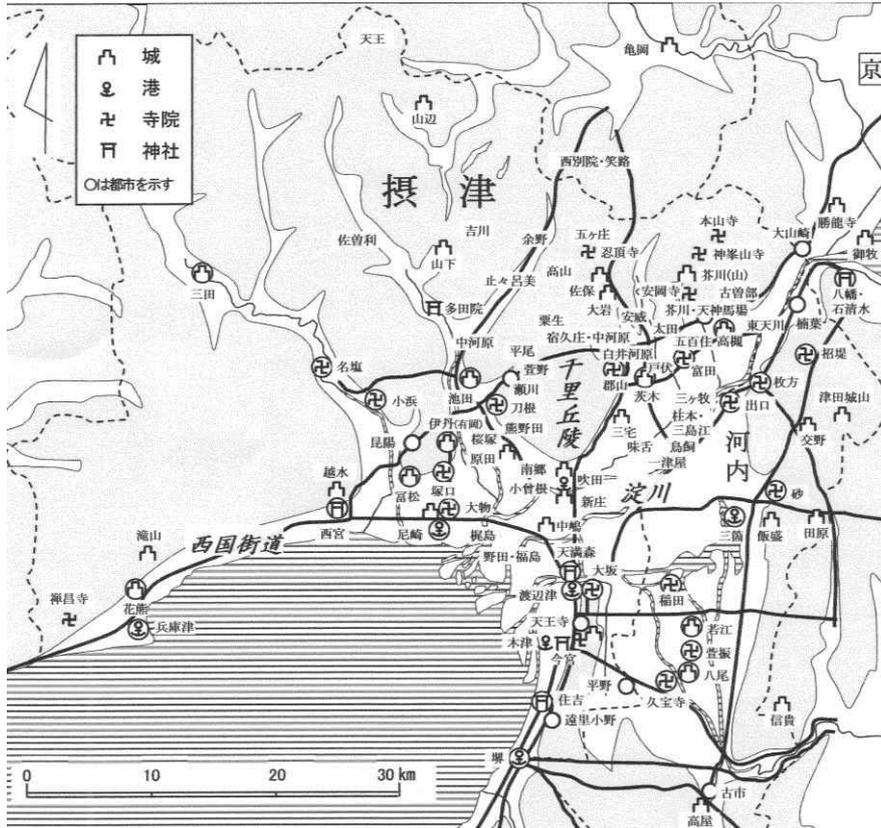


図1 関連地名

者を出した和田・茨木勢が敗北した。興味深いのは、高槻城と茨木氏の茨木城という拠点城郭と「シユク城・里城」が落城した点で、「シユク」とは、合戦場から約1km西の宿久庄村に所在した城郭の可能性がある⁽⁶⁷⁾。「里」地名は未確認だが、北西約3kmの山間部に位置する佐保村には複数の城郭遺構が存在し⁽⁶⁸⁾、「サホ」に「里」の字を当てたとも推測される。フロイスによれば、合戦は、勢力境に惟政が新規築城した二つの城に對し、家中で荒木村重が台頭した池田氏の攻撃からはじまった⁽⁶⁹⁾。戦国時代の合戦は、例えば永祿三年(一五六〇)に起きた桶狭間のように勢力境の臨時築城を含む城郭の確保と奪取が契機となるものが多く、白井河原の合戦でも新城を守る高山飛騨守が池田勢の進出を急報したという。

いわば、千里丘陵北東端の白井河原周辺は、上郡と和田・茨木勢と下郡と池田勢との「境目」であり、その背景に義昭・惟政と三好・松永の対立があった。このような境目地域では、地域の領主層が上級権力へ救援要請を行い、それを受けた「後詰決戦」となることも多い⁽⁷⁰⁾。そこで、合戦の背景として、周辺地域の領主層などの動きに注目したい。

2 地域の領主層と合戦

合戦で惟政を討ったのは、池田勢の中川清秀であったという。近世大名として存続した中川家の『中川氏御年譜』では、池田勢が郡山村に陣を構える一方、惟政の「家臣郡兵太夫」が戦死したとする⁽⁷¹⁾。これは先述の郡兵太夫のことであり、後に福岡藩士となった郡家がまとめた『郡宗保傳記集成』では郡山に城を構えた郡兵太夫良興(郡宗保養父)は惟政に属し「天正元年七月摂州馬場ニテ戦死」とある⁽⁷²⁾。没年・場所が事実とは異なり、『中川氏御年譜』も合戦を元龜三年とするなど、これらの記述には混乱がある。ただし、郡氏の拠点は郡(郡山)にあり、中川清秀も中河原を知行したとされるなど、合戦と周辺の領主層との関わりを示唆している。なお、後の高槻城主高山氏にも郡姓の家臣が認められ、一族と考えられる⁽⁷³⁾。

さて、寛政五年(一七九三)の年紀を持つ豊後岡藩中川家の『諸士系譜』には白井河原に関する記述が散見され⁽⁷⁴⁾、摂津国下村(不詳)の下村氏、粟生谷(箕面市)の粟生氏は、永祿末、元龜初めに所領を惟政に奪われたために荒木村重を頼って戦後に清秀に属したと伝える。また、安威(茨木市)の安威氏、萱野七郷(箕面市)の萱野氏は、惟政を入江左近将監とする他、同様の所伝を持つ。入江左近とは、惟政以前の高槻城主と思われ、平尾(今の箕面。箕面市)の平尾氏には、その四男が入っていたという。

郡氏のように地域の領主層が戦場で重きを成したことは、自らの生活基盤を守る動きとも理解できる。合戦以前の五月十日、惟政が攻撃した吹田は千里丘陵の南東端に位置し、この頃、神崎川対岸の新庄城(大阪市)には中川清秀が在城し、欠郡の義昭方であった細川藤賢の跡を押さえたときれる⁽⁷⁵⁾。当時、周辺の領主層は、上郡の和田方(高槻城)と下郡の池田方(池田方)に分裂し、その拮抗の破綻が白井河原の合戦を招いたのではないか。合戦の背景には、義昭・惟政と三好・松永の権力抗争に加えて「境目」の領主層の動きが関係し、惟政の動向にも影響を与えたとみられる。なお、

池田勢の郡山着陣は、白井河原を見下す地形の理由に加え、戦国期には寺内町が所在し⁽⁷⁶⁾、軍勢の収容などに好都合であったためかもしれない。

九月になっても摂津では合戦の気配があり、九日に「摂州表之儀、兵部卿沙汰、先刻自城州書状金吾へ参候趣、信長よりサクマ以、高付城之表陣クツロケ候へ、其上にて城之儀者可被渡敷之由候間、今日九日ニ枚本・三島江迄陣之クツケケ候」と惟政を失った高槻城は松永勢に攻撃されたが、細川藤孝や佐久間信盛の働きで陣が払われ、軍勢は淀川べりの柱本・三島江まで撤退した⁽⁷⁷⁾。信長は近江の湖南の一向一揆を鎮圧し、十二日の比叡山焼き討ち後、十八日になって摂津へ側近の島田秀満を遣わす⁽⁷⁸⁾。二十四日に明智光秀勢が高槻に向かい、翌日には奉公衆が出陣したが⁽⁷⁹⁾、藤孝や光秀は未だ義昭家臣であり、摂津での信長の直接的な行動はない。十月九日には三好三人衆らが三好義継を高槻城に入れようとしたという⁽⁸⁰⁾。

合戦後も北摂一帯は、義昭と三好・松永との緊張が継続し、十二月末に惟政息子の和田愛菊、惟政弟の和田惟増が寺領安堵状を発給するなど⁽⁸¹⁾、高槻城主の地位は安定したようにみえるが、中川清秀が茨木城に入ったように、荒木村重を核とする勢力が上郡に進出している。元龜四年(一五七三)三月、高槻城では愛菊が放逐され、高山氏が城主の地位を得た。この事件についても、白井河原の合戦の延長線上でとらえる必要があるだろう。

三 高槻城主 和田惟政の動向

これまで取り上げた永禄十二年(一五六九)以降の和田惟政の行動と白井河原の合戦の評価をふまえ、高槻城主としての動向を検討していく。

1 摂津国の勢力基盤と変化

永禄十一年の上洛後、惟政は芥川城に入った。実際は多忙の惟政に代わり、家臣高山飛騨守が芥川城を守ること多かつたようである。芥川城は戦国期に幕府管領で摂津・丹波国等の守護細川京兆家が整備し、天文二十二年(一五五三)以降は戦国大名三好長慶の居城となった。以降は畿内政治の場となり、三好本宗家の城郭と位置付けられた城である。

摂津入国時、惟政は足利義昭の家臣であったが、そもそもは近江国甲賀郡の土豪である。戦国期の甲賀郡には将軍や細川京兆家が没落し、それを

機縁として畿内に進出する土豪層が存在した。永正四年(一五〇七)には細川澄元に望月氏ら「甲賀衆」が随い、同十年頃には将軍足利義尹との関係で山中氏が追討された。山中氏は天文年間に摂津国欠郡郡代となり、天文七年(一五三二)の『細川亭御成記』には山中・望月氏の名がある⁽⁸²⁾。この延長線上に惟政は位置し、將軍権威や信長の軍勢力を背景に持つ芥川城主として信長の家臣らとともに広域支配を担ったと考えられる。惟政と池田・伊丹氏らの国人を「当国ノ三守護」と括するのは不適切であろう⁽⁸³⁾。

永禄十二年の春、惟政は「己れの城」を「整える」ために越水城や兵庫津などを訪問したが、これらは三好氏の拠点ともいえる場所であり⁽⁸⁴⁾、惟政は芥川城主として、その権益の継承を図ったように思える。義昭の使者や公家らの取次ぎなどもつとめ、フロイスが「山城および津の国の執政、もしくは副王」「都の奉行」としたのも外的外れではない。下川雅弘氏の成果によれば、惟政段階の摂津国内では寺社の求めに応じて幕府や信長が寺領安堵などを行い⁽⁸⁵⁾、惟政は下郡にも文書発給を行っていた。しかし、このような行動は下郡を基盤とする池田・伊丹氏らの国人、松永久秀や三好三人衆らとの間に軋轢を生んだのではなからうか。

同年四月、高槻城主入江氏は信長に殺害され、以降の惟政は高槻城に教会建設を表明するなど拠点を移したと考えられる。この前後、畿内の拠点城郭としては、安見右近の交野城や細川藤孝の勝龍寺城(京都府長岡京市)など、地域の一揆的な勢力の結集核の平地城館が取り立てられる傾向があり、高槻城も同様であった⁽⁸⁶⁾。また城郭史では、城下町経営を目的に山城から平城へ居城が大きく移転する時期とされる⁽⁸⁷⁾。芥川城から高槻城への拠点移動は、この枠組みでもとらえられよう。

ただし、同年秋、信長の不興を買った惟政は剃髪して謹慎し、その際、信長は「立派な城の一つ」を破壊させた⁽⁸⁸⁾とある。これが芥川城であるならば、信長の支持を欠いた惟政は、芥川城主の立場をも失ったことを示す。以降、惟政は下郡の禅昌寺に文書を発給するものの、当該期に花押の形を変えた。惟政は広域支配の担当者から他の国人と同じ地域勢力に位置付けられつつあり、その過程が国人入江氏の後を受けた高槻城の拠点化と芥川城の「破壊」に反映していると理解したい。

惟政は摂津での在地性が希薄であり、地域の領主層の被官化は急務となつた。高槻城主の基盤確立を図った結果、その範囲が下郡との境目である

千里丘陵周辺に及び、白井河原合戦前後の軍事動向を鑑みると、北の山間部や南の淀川べりにも至ったと思われる。大きくみれば義昭・惟政方と池田氏を含む三好・松永方との対立の遠因であり、この惟政の動向が地域の領主層に動揺をもたらして白井河原の合戦に行き着いたと考える。

2 キリシタンとの関係

最後に、惟政とキリシタンとの関係について述べておきたい。

フロイスの書簡などでは、惟政はキリシタンの良き理解者、かつ保護者であった。しかし、惟政は禅宗の「異教徒」で、最後まで入信しなかった。

多忙による聴聞不足もあったというが、宣教師と付き合った期間は長い。

また、キリシタンの保護や信長・義昭へのとりなしは信長家臣筆頭の佐久間信盛とともに行う場面が多かった。上洛直後の信盛は、畿内の軍事・行政に関わるなど在京の機会が多く、惟政と同様、畿内での地盤は脆弱であった。畿内では特に三好長慶がいた飯盛城(四條畷市・大東市)周辺の河内国や堺、京都には大勢のキリシタンがいた。在地基盤を欠いた惟政らにとつて、新たに家臣となった高山飛騨守らキリシタンの意向は無視できなかったのではないか。

永禄十二年(一五六九)のフロイスの上洛は、飛騨守の要請を受けた惟政らが運動して実現した。惟政は、信長・義昭との対面や布教許可を自身の名誉に関わるものと意識しており、家臣への一種の体裁や威信とも受け取れる。高槻での教会建設の表明は、その一端であるように思う。天野忠幸氏によれば、後の天正六年(一五七八)に荒木村重が織田政権から離反して本願寺に与した背景には、これを支持する地域社会の動向があり、花隈城(神戸市)では村重の退出後も本願寺勢力が抵抗を続けた⁽⁸⁸⁾。白井河原の合戦も地域の領主層の動きが一つの原因であり、同じ摂津の支配者である惟政も元龜二年(一五七二)に本願寺と通じた可能性は否定できない。

一方、キリシタンを迫害した代表的人物の松永久秀は法華宗の信者であった。この法華宗は、三好氏が都市の掌握などの経済政策上、強い結びつきを持っていたことで知られる⁽⁸⁹⁾。彼らの動きに個人の宗教観や心情があったことは間違いないように思うが、権力の性格という視点も加味する必要があるだろう。惟政によるキリシタンの保護は、キリスト教を集団として受容した畿内の領主層や地域住民の掌握という性格も強いと考える。

おわりに

以上、冗長となったが、上洛以後における和田惟政の行動を確認し、高槻城主の動向を素描した。確認できる発給文書が少ないため、支配の実態などは不詳であるが、領主層などの掌握は他の摂津国人や三好氏に連なる勢力と競合したことは間違いない。その結果が勢力の境目で起きた白井河原の合戦であり、キリスト教保護の姿勢にも通じるのではないか。

この惟政に代わり、高槻城主となったのが高山氏である。高山氏に関しては、キリシタン大名として著名な高山右近に関する優れた伝記が数多く編まれている。しかし、その動向や支配に対する歴史的な検討は、十分になされていない。和田惟政や白井河原の合戦前後の畿内の勢力動向、地域社会の動きなどをふまえた考察が課題であるように思う⁽⁹⁰⁾。

【註】

- (1) 和田惟政の概要に関しては、谷口克広「和田惟政」(『織田信長家臣人名辞典』吉川弘文館、一九九五年。後に改稿が『同』第二版、二〇一〇年に収録。参照。谷口氏は永禄十三年以降の「言継卿記」が「紀伊守」とするのは書き手の誤りとされており、従いたい。
- (2) 久保尚文「和田惟政関係文書について」(『京都市歴史資料館紀要』創刊号、一九八四年)。⁽³⁾註1。
- (3) 三浦圭一「織田政権下の高槻」(『高槻市史』第一巻 本編一、一九七七年、和田晋次「和田惟政と甲賀武士」(私家版、二〇〇八年)。
- (4) 谷口克広「信長軍の司令官 部將たちの出世競争」(中公新書、二〇〇五年)一〇四頁。
- (5) 註3の七三頁。
- (6) 谷口克広「信長軍の司令官 部將たちの出世競争」(中公新書、二〇〇五年)一〇四頁。
- (7) 注4など。
- (8) 谷口克広「荒木村重」(前出『織田信長家臣人名辞典』)。「同」第二版では「三好三人衆が反撃の機会をうかがっており、幕府軍や松永久秀が出陣するなど、複雑な様相を呈している。そのような中において、池田氏は三好三人衆に肩入れしていたらしい」とする。
- (9) 下川雅弘「織田権力の摂津支配」(『戦国史研究会編』織田権力の領城支配)岩田書院、二〇一一年)。⁽¹⁰⁾註1。
- (11) 『山中文書』「織田信長朱印状」(永禄十一年)四月八日付(奥野高広「織田信長文書の研究」上、吉川弘文館、一九六九年。以下「信長文書」)、『大野与右衛門氏所蔵文書』「織田信長書状」(永禄十一年)八月二日付(『同前』)。
- (12) 『多聞院日記』永禄十一年九月二十三日条(増補続史料大成)。
- (13) 『多聞院日記』永禄十一年十月十日条。
- (14) 『細川両家記』永禄十一年十月十日条(群書類従)。
- (15) 『細川両家記』永禄十一年十月二十四日条(『信長公記』同年十月二十四日条(角川日本古典文庫)。
- (16) 『言継卿記』永禄十一年十月二十一日条(国書刊行会)。
- (17) 『離宮八幡宮文書』「和田惟政書状」(永禄十一年)十一月二十一日付(『信長文書』)。
- (18) 『坪井鈴雄氏所蔵文書』木下秀吉等連署状(永禄十一年)十二月十六日付(『信長文書』)。

- (19) 『宗及茶湯日記』 永禄十二年二月十一日条(千宗室編纂代表『茶道古典全集』8、淡交社、一九五六年)。
- (20) 『多田神社文書』「佐久間信盛等連署状」(永禄十二年)三月二日付(『信長文書』)。
- (21) 「二五七年九月二十八(十八)日付」都発信、ルイス・フロイス師の、インドの管区長アントニオ・デ・クアドロス師宛書簡(松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』第三期第4巻、同朋舎、一九九八年。以下『日本報告集』)。
- (22) 以下、特に註がない場合は「二五六九年六月一日付、都発信、ルイス・フロイス師のベルシオール・デ・フィゲイレド師宛の書簡」(『日本報告集』第三期第3巻)。
- (23) 『言継卿記』永禄十二年三月十日条・二十五日条。十日条には「和田加賀守」とある。
- (24) 『勸修寺文書』和田惟政書状案「年未詳四月二十九日付(東京大学史料編纂所蔵影写本)。
- (25) 『多聞院日記』永禄十二年四月十八日条、『細川両家記』永禄十二年条、『足利季世記』に「高槻城主入江左近」とある(改訂史籍集覽)。
- (26) 「二五六九年七月十二日付、都発信、ルイス・フロイス師の、ベルシオール・デ・フィゲイレド師宛の書簡」(『日本報告集』第三期第3巻)。
- (27) 『伊達家文書』「和田惟政奉書」(永禄十二年)六月一日付(『大日本古文書』家わけ三ノ一)。なお、『高槻市史』第三巻史料編「長江殿」宛ての『葛西武雄所蔵文書』「和田惟政書状」後五月二十三日付が収められている。
- (28) 『阿弥陀寺文書』「和田惟政書下」永禄十二年六月十五日付(東京大学史料編纂所蔵影写本)。
- (29) 『今井宗久書札留』(『高槻市史』第三巻史料編「以下、『高槻市史』)。
- (30) 『反町文書』「森可成等連署状」(永禄十二年)十月二十日付(『高槻市史』)。
- (31) 『細川両家記』永禄十二年十月二十六日条。
- (32) 「一五七〇年十二月一日付、都発信、ルイス・フロイス師の、ゴアの学院の一修道士宛の書簡」(『日本報告集』第三期第3巻)。
- (33) 『多聞院日記』永禄十二年十月十九日条。
- (34) 『言継卿記』永禄十三年三月二十四日条。
- (35) 注32。
- (36) 『禅昌寺文書』「和田惟政課役免許状」年未詳卯月九日付(『兵庫県史』史料編中世)。
- (37) 注32。
- (38) 『今西家文書』「和田惟政禁制」元亀元年六月二十八日付(『春日大社南郷目代今西家文書』豊中市教育委員会、二〇〇四年)。
- (39) 『言継卿記』元亀元年六月二十日条、『細川両家記』元亀元年六月条。
- (40) 『細川両家記』元亀元年八月二十七日条、『言継卿記』元亀元年九月九日条。
- (41) 『信長公記』元亀元年九月二十三日条。
- (42) 『細川家記』元亀元年十月二十一日・二十二日条、『松井家譜』元亀元年十月二十一日条(『高槻市史』)。仁木宏「松井家文書三題」元亀年間(山城西岡と細川藤孝)、『人文研究』大阪府立大学文学部紀要』第四八巻第十二分冊、一九九六年)を参考。
- (43) 『信長公記』元亀元年十月二十日条。
- (44) 註1。
- (45) 『福田寺文書』「和田惟政書状」年未詳十二月十七日付(東京大学史料編纂所蔵影写本)。
- (46) 奥野高広「織田信長と浅井長政との握手」(『日本歴史』248、一九九九年)。
- (47) 宮島敬一「浅井氏三代」吉川弘文館、二〇〇八年。
- (48) 井上優「近江湖南の山岡氏」(栗東歴史民俗博物館「栗太武士の足跡」山岡一族とその周辺、一九九六年)。
- (49) 『頭如上人文書』巻上「頭如書状案」(元亀二年)二月五日付(『高槻市史』)。
- (50) 『榊原文書』「和田惟政書状」年未詳二月二十五日付(東京大学史料編纂所蔵影写本)。
- (51) 註42仁木論文、下村信博「元亀元年徳政と織田信長」(『織豊期研究』七、二〇〇五年)。
- (52) 『離宮八幡宮文書』「和田惟政書状」元亀元年二月二日付(『高槻市史』)、『岡本家文書』「和田惟政書状」元亀元年十二月三日付(大阪城天守閣『南蛮』)。
- (53) 『二條宴乗記』元亀二年五月十一日条(『ビブリア』第五四号、一九七三年)。
- (54) 『多聞院日記』元亀二年五月三十日条。
- (55) 『信貴山文書』「松永久秀書状」(元亀二年)六月六日付(『大日本史料』第十編之六)。
- (56) 『言継卿記』元亀二年六月十一日条、『元亀二年記』元亀二年六月十一日条(『大日本史料』第十編之六)。
- (57) 『原田神社文書』「和田惟政禁制」元亀二年六月二十三日付(『高槻市史』)。
- (58) 『尋憲記』元亀二年七月十二日条(『大日本史料』第十編之六)。
- (59) 『多聞院日記』元亀二年七月十四日条。
- (60) 『言継卿記』元亀二年七月二十二日条。
- (61) 『言継卿記』元亀二年七月二十三日条。
- (62) 『今西家文書』「三洲藤英禁制」元亀二年七月二十六日付。
- (63) 『言継卿記』元亀二年八月七日条。
- (64) 『尋憲記』元亀二年八月十八日条。
- (65) 注21。
- (66) 天野忠幸「摂津における地域形成と細川京兆家」(同『戦国期三好政権の研究』清文堂出版、二〇一〇年)。
- (67) 『わがまち茨木城郭編』(茨木市教育委員会、一九八七年)。
- (68) 註67。
- (69) 註21。
- (70) 藤井尚夫「戦国の城と後話決戦」(別冊歴史読本『作戦研究 戦国の攻城戦』新人物往来社、一九九〇年)。
- (71) 『中川氏御年譜』年譜(竹田市教育委員会、二〇〇七年)。
- (72) 東京大学史料編纂所蔵影写本。
- (73) 中西裕樹「高槻城主高山右近の家臣と地域支配」織田政権下の茨木城主 中川清秀との比較から(高槻市立しるあ歴史館『高山右近の生涯』二〇一三年)。
- (74) 『豊後岡藩諸士系譜』(『摂津市史』史料編、一九八四年)。
- (75) 『日本城郭大系12 大阪・兵庫』(新人物往来社、一九八一年) 註71。
- (76) 福島克彦「戦国期寺内町の空間構造」(『寺内町研究』10、二〇〇五年)。
- (77) 『尋憲記』元亀二年九月九日条。
- (78) 『言継卿記』元亀二年九月十八日条。
- (79) 『言継卿記』元亀二年九月二十四日・二十五日条。
- (80) 『二條宴乗記』元亀二年十月九日条。
- (81) 『神峯寺山文書』「和田惟長寺領安堵状写」元亀二年十二月二十日付、『同』「和田惟増書状」同年十二月二十日付(高槻市教育委員会『本山寺文書』「神峯山寺文書」安岡寺文書調査報告書)。
- (82) 中西裕樹「畿内近国の城」(『甲賀市史』七、二〇一〇年)を参照されたい。
- (83) あくまで『続応仁後記』の表現。惟政を「守護」とする記述は各種の著作に散見される。
- (84) 天野忠幸「三好氏の摂津支配の展開」(前掲『戦国期三好政権の研究』、二〇一〇年)。
- (85) 註9。
- (86) 仁木宏「戦国期京郊における地域社会と支配」西岡勝龍寺城と「一職」支配をめぐって(『本多隆成編』『戦国』織豊期の権力と社会)吉川弘文館、一九九九年、中西裕樹「畿内の都市と信長の城下町」(仁木宏・松尾信裕編『信長の城下町』高志書院、二〇〇八年)、馬部隆弘「牧・交野一揆の解体と織田政権」(『史敏』六、二〇〇九年)。
- (87) 村田修三編『週刊朝日百科日本の歴史21 城』山城から平城へ『朝日新聞社』一九八六年。
- (88) 天野忠幸「西撰一向一揆と荒木村重」(『寺内町研究』四、一九九九年。改稿が前掲『戦国期三好政権の研究』所収)。
- (89) 天野忠幸「大阪湾の港湾都市と三好政権、法華宗を媒介に」(『都市文化研究』四、二〇〇四年。改稿が前掲『戦国期三好政権の研究』所収)。
- (90) 註73はこの点を意識したものである。

史料紹介 『高山右近大輔軍功』について

西本 幸嗣

史料解説

本史料は、金沢市立玉川図書館に所蔵する加越能文庫（石川県指定文化財）に所収されたものである。本文庫は、前田育徳会尊経閣文庫から金沢市に寄贈された旧加賀藩関係の史料群で、これらのうち近世・近代に編纂された史料から、戦国武将・高山右近の金沢での足跡を散見することができる。本文庫の一部を平成二十五年の市立しるあ歴史館開館十周年記念特別展で展示公開にあたり、ここでは、高山右近の履歴を記した史料『高山右近大輔軍功』（以下、「本軍功記」という）を全文紹介する。

本軍功記は、罫紙本で、全八丁、縦二四・〇cm×横二三・七cm。明治初年に作成されたものである。史料の存在は、すでに昭和四十年、片岡弥吉氏によって右近の子孫を検討する材料として紹介されたが⁽¹⁾、詳細な内容は知られていなかった。

本軍功記の作成された目的は、金沢在住と思われる高山憲英が、右近の子孫だと疑われたので、書きまとめたものである。冒頭から六丁までは、編年順に右近の足跡を記し、前半は山崎合戦の先陣争いや賤ヶ岳合戦などの軍功を挙げ、後半では加賀・前田家での処遇から金沢を退去するまでをまとめる。これらの足跡を記す部分は安永四年（一七七五）、幕府老中田沼意次に、高山仲八郎という人物が、右近の子孫と疑われた時に作成されたものといひ、明治初年に再度、引用して作成したものが本史料である。結果として、憲英には子孫である証拠はなく、これ以上、問い正されることはなかった。なお、宛名の「尊大人」は敬称であつて、人物は特定できないが、伝来した経緯から加賀藩関係者に提出されたものと思われる。

右近の足跡を語る軍功記の一六丁は、江戸時代にまとめられたものとして、当時、右近の足跡がどのように評価されていたかを知る上で貴重なものである。内容を分析すると、前半部分は、『信長公記』に依拠するところが多い。たとえば、山崎の合戦では、『信長公記』⁽²⁾に、

撰津国天神の馬場に御陣を懸けられ、高槻へ差向け、天神山御取出の御普請申付けらる。信長公はあまと申す所、山手に四方を見下し御陣

を居ゑさせられ、あまにもつなぎの要害仰付けられ、然して高槻の城主高山右近だいうす門徒二候、信長公御案を廻らされ、伴天連を召寄せられ、此時、高山御忠節仕候様ニ才覚致すべし、さ候はゞ宗門を御断絶なさるべきの趣仰出ださる、則、伴天連御請申し、佐久間右衛門・羽柴筑前・宮内卿法印・大津伝十郎・同道申し、高槻へ罷越し、色々教訓仕候、勿論高山人質出置くといへども、小鳥を殺大鳥助、仏法繁昌すべき旨相存知、此上は高槻の城進上申し、高山は伴天連沙弥の由御請申候、御祝着斜めならず

とある山崎合戦の一場面の記述と酷似している。
また、金沢時代の右近については、加越能文庫所収の『三壺問書』⁽³⁾の記述に拠るところが大きい。本書は、宝永年間（一七〇四〜一一）に加賀藩宰領足輕の山田四郎右衛門が編纂したもので、このうち、第十四巻所収「吉利支丹御制禁之事」の項に、キリシタン禁教令を発令し、加賀藩の右近・宇喜多久閑らが上方に送られたことを記す。

吉利支丹御制禁之事

（前略）此の時分（註・慶長十九年）駿河の家康公より秀忠將軍へ御意有りて、天下の吉利支丹を御制禁被成、国々のばてれん道場を破却し、宗門をかはらざる者は御成敗被成、余宗に成る者はころばせ苦しからずと也、其の頃江戸に内藤飛驒守とて大名あり、吉利支丹なれば是も被遣、其の時に加州に高山南坊二万石、宇喜多久閑千五百石、早川右兵衛千石、柴山権兵衛五百石、是等の者共宗旨をころぶ事仕間敷と申すに付き、何れも上方へ遣さる、高山南坊の惣領十次郎は、天下一の美少年にて、毎日能を致し諸人見物いたしける、其の頃はやり歌に、能を見やうなら高山南坊面かけずの十次郎を

加様に童部共うたひけり、十次郎妹を横山大膳に嫁娶の所に、一兩年立ちて此の事起り、南坊より断ありて一所に上方へ同道す

この記述が、本軍功記の記述とほぼ一致する。本軍功記内で金沢時代の記事から右近は「南坊」と表現されているところも興味深い。

以上のように、本軍功記は、キリシタン禁教令下で作成されたものである。それゆえ、江戸時代に語られた右近の足跡は、『信長公記』を代表する軍記物、金沢での編纂物などを基に、キリシタン大名の側面より、戦国武将として合戦の活躍、加賀前田家での処遇を中心に伝えるものである。



『高山右近大輔軍功』金沢市立玉川図書館蔵
 (加越能文庫 特一六・三四・一六五)

(表紙)

史料翻刻『高山右近大輔軍功』

高山右近大輔軍功

- 天正六年戊寅十月、勢州茨木(ママ)城主高山右近降公及、佐々木・金森等守其城、信長公降
- 天正十年壬午六月、秀吉公ヲ初、諸將各尼崎へ参会シ、合戦ノ評議数剋二及、干時、池田先陣ヲ望トイヘトモ、富田・高槻ノ城主・高山右近、山崎ニ近キカ故ニ、彼表ノ先陣他ニ起サルマジキ由ヲ訴へ、頻ニ先驅ヲ望ムニ依テ、即秀吉等、群議一同ニ相定ムル処ニ、一陣高山右近友祥手勢二千余人、二陣中川瀬兵衛清秀手勢二千五百余人、三陣池田紀伊守信輝其勢五千人ト云々
- 同十三日、山崎合戦、高山右近、昨夜ヨリ先陣ヲ心ガケ、山崎ノ南門ヲ閉テ他ノ勢ヲ通サズ、今曉門ヲ開テ、真先ニ進出、合戦ヲ始ム、是ヲ始テ三七殿并諸勢透間モナク懸ル
- 天正六年十一月三日、大臣家信長公也、荒木方御退治トシテ、御上洛有之、二条御新造へ御成、同月九日、大臣家撰州御出馬、今日、山崎御泊、翌十一日差向ケラル御先勢ノ手賦アリ、扱又、三位中将殿・北畠殿・三七殿・上野介殿・越前ノ五人衆・不破高德公・原・金森・日根野・備中守・同弥次右衛門等、天神ノ馬場辺陣取り、御敵城高槻へ差向、上天神山中将殿御本陣有之、大臣家御本陣ハ天野山也、干斯高槻ノ城主高山右近、後号南坊、年久シク耶蘇宗門ニ帰依スルノ儀、聞召及バレ、彼宗師伴天連ヲ被召出仰出サレ候バ、此時高山味方ニ参リ、御忠節仕様ニ才覚致スヘク候、左候ハバ、向後伴天連門徒相違ナク立置カルベク候、若御請不仕候ハバ、彼門徒永ク御断絶ナサルベキノ由、委細被仰付処ニ伴天連御請仕リ、佐久間右工門尉・羽柴筑前守・宮内卿法印・大津伝十郎同道セシメ、高槻ノ城へ罷越、種々教訓申ス処、高山事、尤荒木方へ人質出シ置候ト云ヘトモ、小事ヲ拾、大事ヲ扶ル事ニ候間、御味方ニ参リ御忠節可仕由申上、則高槻ノ城進上申候、大臣家御悦喜ナサレ伴天連被召出御褒美トシテ黄金三百枚・小袖十重被下之、同十一日高山人質是ヲ献

上ス、扱茨木ノ向ヒ大田卿ノ付城出来、越前衆・不破河内守高德公・佐々木内蔵助・助原彦次郎・金森五郎八井二日根野兄弟入置カレ畢又

○同十六日、高山右近、郡山へ参上、御礼仕候處、大臣家御悦喜斜ナラズ、忝キ御諱トモ其上寒天ノ由仰ラレ、御虜ニ召サセラレ候、御小袖脱セラレ、是ヲ被下并植原進上ノ御秘蔵ノ鹿毛ノ御馬、吉則ノ御腰物拝領シ刺、今度味方ニ参り候、御褒美トシテ、当国芥川郡領知セシムベキ由仰付ラル畢又

○天正七年四月、信長公伊丹表定番ノ手賦アリ、高山右近深由、居陣守之
○天正九年八月十三日、因州鳥取後詰トシテ、芸州ヨリ毛利・吉川・小早川、多勢ヲ卒シ、出張スベキ由、風聞有之、即御先手在国衆一左右次第参陣スベキ用意油断セシムヘカラサル旨、今日大臣家仰出サル、其面々丹後国長岡兵部太輔藤孝父子丹波国惟任日向守光秀、撰州国池田勝三郎信輝ヲ將トシ、高山右近・中川瀬兵衛・安部仁右衛門・鹽川吉太郎等、先被仰付、翌十四日、大臣家御秘蔵ノ御馬三疋、羽柴筑前守方へ是ヲ下置ル、御使高山右近ナリ、鳥取表ノ様体懇切ニ見分仕リ罷歸、言上スベキノ由、仰付ラル、件ノ御馬牽カセ因州へ参陣セシム

○同十月因幡国取鳥(ママ)表ヨリ高山右近罷歸り、彼表堅固ノ様子絵図ヲ以テ言上セシム

○天正十一年三月十日、秀吉公長浜二着、十一日余吾ノ庄エ向テ対陣、此時、秀吉公御備立十三番ニ手賦アリ、其時高山右近六番ナリ、柳ヶ瀬合戦天正十一年四月廿一日ナリ

○同十九日未明ヨリ、秀吉公、賤ヶ嶽ノ尾崎ニ上り、味方所々ノ要害御順見取出ノ要害トモニ城主ヲ定メ、賤ヶ嶽ノ城ニ桑山修理亮・羽田長門守海山ノ大岩山中、川瀬兵衛守之同所、岩崎山ノ取出、高山右近守之、木本田神山羽柴小市郎殿、大將トシ、生駒甚助・神子田半右衛門・赤松弥三郎・明石与四郎・小寺官兵衛其勢一万五千、木本之宿ヘカケテ陣シ、何レニモ弱キ方ヲ助ル為也、海津口丹羽五郎左エ門尉一万、長岡与一郎三千ニテ堅ム

○同四月廿日、未明ヨリ佐久間玄蕃盛政、余吾ノ湖西ノ嶺ヲツタヒ、中川瀬兵衛守ル、大岩山ヲ攻テ、中川討死ス、高山右近ハ岩崎山ノ砦ヲ棄テ多神山木本ノ陣ニ入、初桑山・中川・高山力方へ使ヲ遣、一所ニ籠テ守ン事ヲ云、守ル所ハ面々持ト返答シテ不随遂ニ木本へ退、秀吉、大垣ニ

於テ、佐久間カ中入ノ事ヲ聞テ、高山ハ退ベシ、中川ハ守ル所ニ死ヘシト御諱アリシト也、

○天正十三年三月下旬根来寺ノ衆徒トモ一揆ヲ起シ、万民ヲナヤマス、秀吉公仰ニテ大和中納言秀長大将トシテ、羽柴御次丸ニ拾万余騎相添ヘラレ、押寄玉フ、相続テ蒲生藤三郎・長岡兵部・中川藤兵衛・高山右近・筒井順慶・長谷川喜五郎・城久三郎一万余騎相加ル、日本一ノ惡僧、其聚武勇ヲ專トシ、戦トイヘトモ、多勢ニテ攻ケレハ、散々ニ落行、開山覺鑿聖人トテ、空海上人ノ流ヲ汲、顯密ノ法家ヲ執行スル跡ナレトモ、不作法ナルユヘニヨリ堂社仏閣焼立ラレ、千人計ノ出家滅却セラレ三月廿一日、焼野ト成

○天正十五年暮、利家公、太閤エ御意ヲ得ラレ、能州一國ヲ瑞龍公エ御渡被成諸事シカルベキ様ニ仕置被仰付候ヤウニトノ御事也、瑞龍公忝キ旨、御請仰上ケラレ、村井豊後・奥村伊予兩人ノ内一人遣サレ下サレ候ハ、猶以難有旨仰上ケラレ候處、利家公仰ニハ、国持(ママ)長九良左エ門家老ニ村井左馬助・城代ニハ前田孫左エ門、其外高山南坊・不破源六・半田半兵衛同セカレ治大夫・山崎彦右エ門・北村三右エ門・奥野与兵衛加様之者トモ他国迄モ人ノ知リタル者ナリ、伊予・豊後兩人ノ儀ハ、我等在命ノ間ハ手前ニ置カルベク左様ニ思召ベシト御意ニテ、其通ニ成ル

○津田長門守 利家公御父子エ出入仕處ニ 利長公御ウワサヲ悪シク申由、利長公御耳ニ立出入ヲ止サセラル、其時長岡越中ニ有合テ聞ヨシニテ、是モ利長公エ出入申サレズ、此旨齊藤形部承り、利家公エ申上ル處ニ、何トモ御意ナリ、二三日過テ長門守利家公エ御見廻ニマイラレ、折節 利長公モ御座候ニ付、長門ハ御目ニカ、ラズ、罷歸其跡ニ 利家公御意被成ハ、津田長門如ノ狂言大夫祝ノヤウニ家々ヲ広ク勸ル事、且ハ歴々ノ慰ノ為淋シキ時ノ伽ニモ成人ノ噂モ、上々ノ事モ言事有、又人ニ親キ有疎キ有、其二出入ヲ止サセ候事、何ゾ一大事ノ世ニフレタル事ナラハ、尤也、ソレ々々ニアイシライテアマヅンガヨシ、然ハ、定而後ニ忠スルコト有物ゾ、高山南坊等ガノガレナキ者ナレバ、長門ニ如在有間數旨被仰出、其ヨリ長門モ越中モ奉存、出入仕ナリ

○利家公御煩重ラセ玉イ北ノ御方御執筆ニテ、利長公へ御遺書御渡置、扱御遺物等ヲ割符被仰付、其々ニ被下前田對馬・青山佐渡・山崎長門・片山伊賀・岡嶋備中・太田但馬、加様之人々ニ黄金五枚宛、横山大膳、

神尾図書ハ 利長公ノ御取立ノ御家老、是等ニ黄金五枚宛、孫四郎殿御内長九良左エ門・同十左エ門、前田孫左エ門・高山南坊・村井左馬・富田次大夫・木村佐渡、黄金五枚〔朱書「三枚」〕宛、其外御道具何レモ指添ヲシ、小身下々迄、不残被下

○能登越中并金沢ノ大守羽柴肥前守利長公ハ関東一味ノ事ナレハ、石田方ヨリ大正持・山口玄蕃小松ノ丹羽加賀守長重兩人ヲ利長公ノ押ヘニト備ニ石田申合ケル所ニ 利長公ハ上方ヘ打ニ登リ、府中ノ堀帯刀ヲ大谷刑部攻ル由、聞召テ後巻ノ為ニ討テ登リ玉フ、先小松ノ城ヲ攻落、大正持江懸リ玉フベキ由、内談ナルヲ、高山南坊思案御座候間、先大正持江取懸リ被成可然トテ大正持エ越玉フ

○小松丹羽長重ヲ攻落玉ワント有之時、高山南坊還而留申事謂アリ、長重小松エ打入ニ付、ノミ・ノコギリ・サケ・カンナ千人前用意シテ来ル、金沢勢ノ用心ニ三重・四重ノ竹藪ヲ剣ノ山ノ如ク切りギニシテ、用心堅ク仕ル此儀高山能知テ大事ノ前ニ小事ニ利ヲ失テハ不可然ト、思案シテ留ケルト云々

慶長十九年ノ比、駿河ノ大御所家康公ヨリ秀忠將軍エ御意有テ天下ノ切支丹ヲ御制禁国々ノ伴天連道場ヲ破却シ宗門ヲカヘザル者ハ、御成 敗被成、其時江戸ニ内藤飛騨守トテ大名有ケリ、此者ノ甥内藤徳庵トテ式千石ノ身代ニテ金沢ニ有ケルヲ切支丹ナレハ、是モ被遣其時加州高山南坊式万石、宇喜多久閑千五百石、早川右兵エ千石、柴山権兵衛五百石、是等モ宗旨ニコロブ事仕間敷ト申ニ付、何茂上方エ被遣、高山南坊惣領天下一番ノ美少年、毎日能ヲイタサレケルト也、十二ノ妹ヲ横山大膳ニ嫁娶ノ処、南坊ヨリ断、一所ニ上方エ同道アワレ成トモト云

〔朱書〕「此御帳面、從東都、金府江来ル、安永四年閏十二月」

任筆無益ながら記申候、聞番代番、夏より毎度罷出、田沼主殿頭殿江毎度何等ニ罷越、役人中掛合申候、先日御内々御進物、御老中方江之御使聞番代、私罷越候、田沼殿江罷越御使相仕舞罷帰、式台箱段下江出候時、用人呼掛卒不ながら、私用ニ御座候、加得貴意度義御座候旨、申聞候故、立戻縁類ニ着座仕候処、右之者、私ハ高山仲八郎ト申者ニ御座候、何か様御家柄承及候事ども御座候、有増之事ども、為御聞被下候様ニ頼ニ御座候、仲八郎申候者、右近大夫様以来、段々御相続事尋候故、私答ニハ右近大夫末葉と申伝候得共、一向ニ慥之事相知不申候、其上高山右近

大夫義者、関東之仰を背き没落仕候事故、猶以彼是難相知御座候旨及答候、左候得ハ、黄公様迄、いつ頃より加州家江御勤被成候哉と申候故、先祖ハ大納言殿以来相勤、私迄段々相続相勤申候旨及答、当時、御親父様何御役義と申候故、父ハ壯年より段々数役相勤、番頭格之役義も勤、其上定番頭と申役、名人持組同様御役義相勤、及極老当時隠居被申付、私江家督相続被申渡候旨及答申候、仲八郎申候者、卒忽之事申上候処、無御泥被仰聞忝仕合、外ニ彼是御頼申候筋も無御座候、ちと書御聞合申上候事とて礼附ヘ御座候、私も夫切ニいたし、あなたの家筋も一向ニ尋不申、念入通々と邪魔も有之物故、有増ニ遂 一段之首尾御座候、御定紋丸ノ内釘貫、御替紋九葉雁木ヲ御用被成候哉と尋申候故、先釘貫ハ定紋雁木ハ武器ニ付、置申候事も御座候、九葉ハ一円先代より用不申旨及答申候、問答之内、慥ニ念ヲ入候而、答ハ右近大夫末葉と申事、一向私家ニ相知不申旨、はきと答申候、是ハ当時

徳川家ノ天下ノ事、ふと主殿頭殿、咄旨も相障候事、有之候而者、難相成故、一向ニ高山右近大夫家筋ニ而、無之旨、堅ク答置申候、不存寄いそかしきとき尋ニ預申候事、油断難成、併平生とくと思慮いたし置候事故、速ニ及答さらりと埒明申候、仲八郎挨拶ニハ、只々古キ御家柄加州ニハ只々日重キ御家柄ノミ御集と及挨拶申候、私答ニハ、大納言殿以来、何茂譜代ノ臣ノミ多罷在申事ニ御座候旨、及答立わかれ申候、御慰ニ記申候

廿三日夜記 憲英 尊大人

【註】

- (1) 松田毅一・片岡弥吉ほか『高山右近研究 逝去三百五十年祭記念』(右近列福運動本部、一九六五年)。
- (2) 『信長公記』(昭和四十四年、角川書店)。
- (3) 『三壺聞書』十四卷(金沢市立玉川図書館蔵、加越能文庫 特一六・二八・一一)。

発行日 二〇一三年十月五日
編集・発行 高槻市立しろあと歴史館(大阪府高槻市城内町一番七号・
TEL〇七二一六七三―三九八七)